共同生活援助の報酬の引き上げについて

さいたま市長 清水 勇人

共同生活援助 (グループホーム) (以下「グループホーム」という。)事業 所は、障害者が地域で生活するための重要な社会資源となっている。

本市では、障害の有無に関わらず、誰もが地域で共に暮らす共生社会の実現のために、障害者の地域移行を進めているところである。大都市においては、人口密集地であるがゆえに施設候補地が乏しく、市外、県外の障害者支援施設に頼っており、障害者の地域移行を進めるうえで、グループホームは、大変重要な役割を担っている。

しかしながら、グループホームの事業運営は大変厳しいものがあり、特に、 医療的ケアが必要な障害者の支援では、指定基準よりも手厚い支援を必要と するが、その報酬は十分な人員配置を整えるだけの額とはなっていない。

グループホームの報酬の額は、厚生労働省告示に定められた基準に基づき 算定されている。平成27年度障害福祉サービス等報酬改定では、基本報酬 などの見直しがなされたが、入院・外泊時や日中支援に対する報酬について も、十分な支援を行うための職員配置ができる報酬になっていないと考えら れる。

これまで、国庫補助金等を活用し、グループホームの整備を進めているところだが、事業開始後のグループホーム事業所の安定した事業運営に対する不安から整備が進まない状況にある。

現在、国では、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、障害者の重度化・高齢化に対応できる支援体制を備えたグループホームの報酬・基準等について議論が行われているところである。

このような現状を踏まえ、グループホーム事業所が安定して事業を継続でき、障害者が安心して地域で生活できるように、九都県市で国への働きかけを提案する。

共同生活援助の報酬の引き上げについて(案)

共同生活援助事業所は、障害者が、家庭的な雰囲気の下、地域との交流を図りながら生活する居住の場であり、障害者が障害者支援施設や精神科病院等から退所等をした後に地域で生活する場合や、障害児入所施設に入所をしている障害児が18歳を迎えた後に、地域で生活するための重要な社会資源の役割も担っている。

共同生活援助事業所では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律」に基づき、主に夜間において、共同生活を営む住 居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助 を行っている。そして、そのサービスを提供した際の報酬の額について は、厚生労働省告示に定められた基準により算定することとなっている。

共同生活援助の報酬は、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定により、基本報酬や加算が見直されたところである。しかし、医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者等の重度障害者及び高齢障害者には、利用者1人に対し1人の支援員の配置とするなど、指定基準上の人員より手厚い支援が必要となる場合があり、人員配置において、重度障害者等を受け入れる共同生活援助事業所が、重度障害者等に対し、必要かつ十分な支援を行うことができる適切な報酬とはなっていない。

また、入院・外泊時や日中支援に対する報酬は加算としての取扱いであり、必要な職員を雇用するには十分な報酬設定とは言い難い。

このような現状を踏まえ、共同生活援助事業所が安定して事業を継続でき、障害者が安心して地域で生活するための場を確保するため、次の事項を要望する。

- 1 医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者等の重度障害者及び高齢障害者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、適切な人員配置が可能となる報酬とすること。
- 2 障害者が入院や外泊をした際の報酬や、日中の時間帯に障害者に支援を行う日中支援に対する報酬のあり方を見直し、必要な職員の雇用が可能となる十分な報酬とすること。

平成29年 月 日

厚生労働大臣 加藤勝信様

九都県市首脳会議

座長 相模原市長 夫 加 山俊 埼玉県知事 上 清 司 田 千葉県知事 健 森 田 作 東京都知事 小 池 百合子 岩 神奈川県知事 黒 祐 治 横浜市長 林 文 子 川崎市長 福 田 紀 彦 千葉市長 熊 谷 俊 人 さいたま市長 清 水 勇 人

共同生活援助の報酬の引き上げについて

さいたま市提案参考資料

1. 提案の背景

共同生活援助事業所(グループホーム)

- ○障害者が、地域で生活するための重要な社会資源!
- ○誰もが地域で共に暮らす共生社会の実現!



障害者の地域移行を進める上で、大変重要な役割!

【参考】

施設入所者の地域生活移行者数に関する現状

- 平成25年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合
- ・平成27年度末時点で3 3 %
- ・引き続き現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である12%を下回る状況

施設入所者の地域移行は減少傾向にある

(【参考】社会保障審議会障害者部会(第83回)資料より)

2. 現状(その1)

医療的ケアが必要な障害者や強度行動障害者等の重度の障害者の場合

例えば、国の基準上では、

4人定員の場合

生活支援員を最低2名配置

手厚い支援が必要なため、基準より 多く配置しても、報酬が増えるわけ ではない! 

・生活支援員





基準以上の人員配置 に対する手当がない



国の基準よりも手厚い支援を必要とするが、その評価が十分では ない!

3. 現状(その2)

入院・外泊時や日中支援に対する報酬

- ○共同生活援助は、主に夜間においての生活を援助するものであり、 原則、日中の時間帯に人員配置はされない。
- ○入院や外泊をした際には、入院時支援加算は算定できるが、グループホームの基本報酬は算定できない。



必要な人員を確保できる報酬となっていない!

4. 国の動向

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定

- 共同生活援助の重度者に対する報酬の引き上げ
- 夜間支援等体制加算の見直し など



グループホームの安定した事業運営に対する不安から整備が進まない

【現在】

平成30年度の障害福祉サービス等報酬の改定に向け、障害者の重度化・高齢化に対応できる支援体制を備えたグループホームの報酬・基準等について議論している。

5. 要望

- 医療的ケアの必要な障害者等、重度の障害者に対して必要かつ十分な支援を行うため、適切な人員配置ができる報酬とすること。
- ・障害者が入院や外泊をした際の報酬や、日中の時間帯の報酬のあり方を見直し、支援に必要な職員を雇用できる十分な報酬とすること。